

令和6年度

定期総会資料

令和6年6月28日（金）

東京都立中央図書館

全国公共図書館協議会

次第

I 総会

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓挨拶
- 4 議長選出
- 5 議題

協議事項

- (1) 令和5年度事業報告について
- (2) 令和5年度決算について
- (3) 令和5年度会計監査報告について
- (4) 令和6年度事業計画(案)について
- (5) 令和6年度予算(案)について
- (6) 令和6年度表彰について

報告事項

- (1) 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
- (2) 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について
- (3) 図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

その他

II 事例報告

内容 「新宿区立大久保図書館での多文化サービスの実践」

報告者 新宿区立大久保図書館 館長 米田 雅朗 様

令和6年度 役員の異動

令和6年5月24日現在

No.	地区名	図書館名	職名	令和5年度氏名	令和6年度氏名	全公図役職名
1	北日本	秋田県立図書館	館長	菅原 敏紀	伊藤 成孝	代表理事
2		北海道立図書館	館長	堀本 厚	堀籠 康行	理事
3		岩手県立図書館	館長	森本 晋也		理事
4		宮城県図書館	館長	青木 直之		理事
5	関東	静岡県立中央図書館	館長	柴 雅房	高橋 健二	代表理事
6		東京都立中央図書館	館長	田中 愛子	猪口 太一	理事
7		群馬県立図書館	館長	岸 亮	土橋 徹	理事
8		千葉県立中央図書館	館長	宇井野 哲男	中臺 一仁	理事
9		茨城県立図書館	館長	小田部 修一		理事
10		山梨県立図書館	館長	金田一 秀穂		理事
11		栃木県立図書館	館長	中村 千浩		理事
12	東海・北陸	富山県立図書館	館長	中崎 圭子	東仙 敏彦	代表理事
13		三重県立図書館	館長	富永 健太郎	種瀬 俊夫	理事
14		金沢市立玉川図書館	館長	安江 貴子	岩崎 友代	理事
15	近畿	大阪府立中央図書館	館長	吉本 馨	大庭 毅	代表理事
16		大阪市立中央図書館	館長	西 徹	益成 誠	理事
17		兵庫県立図書館	館長	村上 元伸	野村 孝	理事
18		奈良県立図書情報館	館長	千田 稔		理事
19	中国	岡山県立図書館	館長	大西 治郎		代表理事
20		鳥取県立図書館	館長	小林 隆志	西尾 麻都子	理事
21		広島県立図書館	館長	豊田 義政	安部 ほずみ	理事
22	四国	高知県立図書館	館長	杉本 幸三		代表理事
23		香川県立図書館	館長	市原 誠		理事
24		愛媛県立図書館	館長	豊田 益実		理事
25	九州	鹿児島県立図書館	館長	東條 広光		代表理事
26		宮崎県立図書館	館長	平山 文春		理事
27		熊本県立図書館	館長	吉永 明彦	野尾 晴一郎	理事
28		沖縄県立図書館	館長	宮城 威	大宜見 勝美	理事
29	客員	国立国会図書館	総務部主任参事	関根 美穂		客員理事
30	監事	千葉県立西部図書館	館長	赤沼 知里	忍足 哲也	監事
31		川口市立中央図書館	館長	高野 久徳		監事
32		大阪府立中之島図書館	館長	大賀 浩一		監事

協議（１） 令和５年度事業報告

I 総会及び理事会等

1 総会

期日 令和５年７月６日（木）
場所 東京都立中央図書館（オンライン開催）
出席者 123名（ほか委任状提出者837名）
議題

○協議事項

- （１）令和５・６年度 役員の選出（案）
- （２）令和４年度事業報告について
- （３）令和４年度決算について
- （４）令和４年度会計監査報告について
- （５）令和５年度事業計画（案）について
- （６）令和５年度予算（案）について
- （７）令和５年度以降の調査研究事業について
- （８）令和５年度表彰について
- （９）「全国読書グループ調査」についての協力依頼

○報告事項

- （１）図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
- （２）「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について

○事例報告

内容 「本をすべての人に ～いわき市立図書館における障がい者サービスについて～」
報告者 いわき市立いわき総合図書館総務管理係
桑原 久美 様

2 第１回理事会

期日 令和５年５月26日（金） 午後２時から午後３時まで
場所 東京都立中央図書館（オンライン開催）
出席者 26名（ほか委任状提出者２名）
議題

○協議事項

- （１）令和５・６年度 役員の選出（案）
- （２）令和４年度事業報告について
- （３）令和４年度決算について
- （４）令和４年度会計監査報告について

- (5) 令和5年度事業計画（案）について
- (6) 令和5年度予算（案）について
- (7) 令和5年度以降の調査研究事業について
- (8) 令和5年度表彰について
- (9) 「全国読書グループ調査」についての協力依頼
- 報告事項
 - (1) 著作権法31条改正に伴う公衆送信サービスに関する関係者協議会の進捗について
 - (2) 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について

3 臨時理事会

期日 令和5年8月上旬～8月下旬

(8月7日開催通知送付、8月21日締切、8月22日結果送付)

議題

- 協議事項
 - 「書店・図書館関係者及び文部科学省における対話の場」への委員派遣について

4 第2回理事会（書面開催）

期日 令和6年1月下旬～3月中旬

(1月24日開催通知送付、2月15日締切、2月27日結果送付)

議題

- 協議事項
 - 令和6年度全国公共図書館協議会事業計画（案）
- 報告事項
 - (1) 令和5年度全国公共図書館協議会調査研究事業について
 - (2) 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
 - (3) 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向
- 聴取事項
 - (1) 令和6年度全国公共図書館協議会研究集会（講演会）について
 - (2) 図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

II 研究集会

期日 令和5年7月6日（木） 午後1時30分～3時

場所 東京都立中央図書館（オンライン開催）

出席者 192名
内容 「公立図書館における読書バリアフリー」
講師 専修大学文学部教授 野口武悟氏

Ⅲ 調査・研究事業及び情報活動等

1 調査研究事業

「公立図書館における電子図書館サービス」をテーマに福島幸宏氏（慶應義塾大学文学部 准教授、東京大学大学院情報学環 客員准教授）を助言者に迎え、関東地区の都県立図書館職員からなる編集委員会を中心に、調査・分析の方針決定、調査票設計を行った。

2 情報活動

ニューズレター103号、104号を発行し、ホームページに掲載した。

Ⅳ 表彰

表彰規程により実施した。

表彰者 130名

（内訳）

図書館職員	105名
図書館長	3名
図書館協議会委員	22名

Ⅴ その他

令和3年10月に設置された図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会の構成員として事務局参与、各分科会の構成員として事務局次長を派遣した。

令和5年に開催された書店・図書館等関係者における対話の場に、構成員として全国公共図書館協議会副会長（大阪府立中央図書館長 吉本馨氏）を派遣した。

協議（２） 令和５年度決算

1 収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	収入済額	増減額	備 考
1 分担金	1,498,700	1,498,700	0	
2 雑収入	100	18	△ 82	預金利子等
3 繰越金	1,484,373	1,484,373	0	
計	2,983,173	2,983,091	△ 82	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	当初予算額	支出済額	残 額	備 考
1 会議費	20,000	176	19,824	
(1) 総会費	20,000	176	19,824	
(2) 理事会費	0	0	0	
2 事業費	1,045,000	936,000	109,000	全国公共図書館協議会研究集会講師謝礼 50,000 全国公共図書館協議会総会及び研究集会実施委託 396,000 全国公共図書館協議会調査研究事業調査票の設計・作成等委託 440,000 全国公共図書館協議会調査研究事業助言者謝礼 50,000
3 表彰費	165,000	163,795	1,205	丸筒の購入 22,748 表彰状の印刷 73,837 表彰状の筆耕 67,210
4 普及費	0	0	0	
5 諸支出金	0	0	0	
6 事務局費	110,000	82,388	27,612	
(1) 事務費	100,000	82,388	17,612	通信運搬費 34,798 事務用消耗品費 47,590
(2) 職員費	10,000	0	10,000	
7 予備費	1,643,173	0	1,643,173	
計	2,983,173	1,182,359	1,800,814	

3 繰越額

収入済額	2,983,091
支出済額	1,182,359
差引繰越額	1,800,732

協議 (3) 令和5年度会計監査報告

会 計 監 査 報 告

令和5年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和 6 年 4 月 26 日

監 事 千葉県立西部図書館長

忍足 哲也



会 計 監 査 報 告

令和5年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和6年4月26日

監 事 川口市立中央図書館長

高野 久徳 

会 計 監 査 報 告

令和5年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和 6 年 4 月 25 日

監 事 大阪府立中之島図書館長

大 塚 浩 一



協議（４） 令和６年度事業計画（案）

I 総会及び理事会等

1 総会

期日 令和６年６月２８日（金） 午前１０時～１１時

場所 東京都立中央図書館（対面開催予定）

※総会後に、事例報告を予定（４５分程度）

※事例報告については、後日のオンデマンド配信を検討

2 理事会

第１回 令和６年５月２４日（金）（オンライン開催）

第２回 令和７年１月下旬～２月上旬（書面開催）

II 研究集会

期日 令和６年６月２８日（金） 午後１時３０分～３時

場所 東京都立中央図書館（対面開催予定）

内容 「やさしい日本語を図書館で活用する」

講師 特定非営利活動法人 国際活動市民中心

コーディネーター 新居みどり氏

※研究集会については、後日のオンデマンド配信を検討

III 調査研究事業及び情報活動等

1 調査研究事業

「公立図書館における電子図書館サービス」をテーマに、令和５～７年度の３か年で調査研究を行う。２年目である令和６年度は、福島幸宏氏（慶應義塾大学文学部 准教授、東京大学大学院情報学環 客員准教授）を助言者とし、全国の公立図書館へ実態調査を実施し、集計結果を報告書にまとめる。

2 情報活動

ニューズレターを年２回発行する。

IV 表彰

表彰規程により実施する。

表彰者 167名

（内訳）図書館職員 124名

図書館長 6名

図書館協議会委員 36名

その他 1名

V その他

昨年度に引き続き、図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会の構成員として事務局参与、各分科会の構成員として事務局次長を派遣する。

協議（５） 令和６年度予算（案）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	説 明
1 分担金	1,498,700	1,498,700	0	
2 雑収入	100	100	0	預金利子等
3 繰越金	1,800,732	1,484,373	316,359	
計	3,299,532	2,983,173	316,359	

2 支出の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	説 明
1 会議費	70,000	20,000	50,000	
(1) 総会費	70,000	20,000	50,000	資料印刷費 50,000 消耗品費等 20,000
(2) 理事会費	0	0	0	理事会経費 0
2 事業費	1,260,000	1,045,000	215,000	印刷製本費 400,000 調査集計等委託費 700,000 編集委員会等旅費 0 動画撮影等委託費 0 謝金 115,000 講演記録反訳等 45,000
3 表彰費	165,000	165,000	0	表彰状印刷費 70,000 表彰用筒等代金 25,000 筆耕料等 70,000
4 普及費	0	0	0	
5 諸支出金	0	0	0	
6 事務局費	110,000	110,000	0	
(1) 事務費	100,000	100,000	0	通信運搬費 60,000 事務用消耗品費 40,000
(2) 職員費	10,000	10,000	0	事務局旅費等 10,000
7 予備費	1,694,532	1,643,173	51,359	
計	3,299,532	2,983,173	316,359	

協議（6）令和6年度表彰

1 都道府県別表彰者数

NO	都道府県名	人数	NO	都道府県名	人数	NO	都道府県名	人数
1	北海道	2	17	石川	0	33	岡山	3
2	青森	1	18	福井	8	34	広島	3
3	岩手	0	19	山梨	6	35	山口	4
4	宮城	3	20	長野	1	36	徳島	0
5	秋田	2	21	岐阜	5	37	香川	2
6	山形	0	22	静岡	12	38	愛媛	1
7	福島	7	23	愛知	5	39	高知	0
8	茨城	7	24	三重	0	40	福岡	1
9	栃木	6	25	滋賀	2	41	佐賀	0
10	群馬	1	26	京都	7	42	長崎	1
11	埼玉	9	27	大阪	26	43	熊本	0
12	千葉	6	28	兵庫	3	44	大分	2
13	東京	15	29	奈良	0	45	宮崎	0
14	神奈川	9	30	和歌山	2	46	鹿児島	0
15	新潟	0	31	鳥取	0	47	沖縄	1
16	富山	3	32	島根	1			

2 表彰者総数 167名

（内訳）	図書館職員	124名
	図書館長	6名
	図書館協議会委員	36名
	その他	1名

図書館職員：表彰規程第2条第1項の1及び2（内規第2号（1）及び（3））又は4に該当するもの

図書館長：表彰規程第2条第1項の2（内規第2号（2））に該当するもの

図書館協議会委員：表彰規程第2条第1項の3に該当するもの

その他：表彰規程第2条第1項の4に該当するもの

令和6年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏名	図書館名	区分
1	北海道 2	春日 基江	浦幌町立図書館	委員
2		円子 紳一	浦幌町立図書館	委員
3	青森県 1	奈良岡 裕子	青森県立図書館	職員
4	宮城県 3	安齋 江美子	仙台市宮城野図書館	職員
5		大沼 潤子	仙台市宮城野図書館	職員
6		柴崎 悦子	名取市図書館	館長
7	秋田県 2	三浦 たみ子	秋田県立図書館	職員
8		湊 優子	能代市立二ツ井図書館	委員
9	福島県 7	加藤 麻依子	福島県立図書館	職員
10		梅津 直美	福島県立図書館	職員
11		朽木 千里	福島県立図書館	職員
12		久保 華江	郡山市中央図書館	職員
13		大原 悦子	郡山市中央図書館	職員
14		浅野 テル子	伊達市立図書館	委員
15		田子 富子	塙町立図書館	委員
16	茨城県 7	松本 知子	つくば市立中央図書館	職員
17		大澤 彩子	つくば市立中央図書館	委員
18		山本 ゆき子	かすみがうら市立図書館	職員
19		岩井 定夫	神栖市立中央図書館	委員
20		中島 由佳子	神栖市立中央図書館	委員
21		中平 幸江	神栖市立うずも図書館	職員
22		飯田 博	つくばみらい市立図書館	委員
23	栃木県 6	川島 靖子	宇都宮市立東図書館	職員
24		齋藤 なぎさ	宇都宮市立南図書館	職員
25		知久 範子	小山市立中央図書館	職員
26		青木 ムツミ	下野市立石橋図書館	委員
27		國井 和子	市貝町立図書館	委員
28		矢板橋 チヅ子	市貝町立図書館	委員
29	群馬県 1	河内 啓子	桐生市立図書館	委員
30	埼玉県 9	島崎 かおる	埼玉県立熊谷図書館	職員
31		神原 陽子	埼玉県立久喜図書館	職員
32		中島 孝一	さいたま市立中央図書館	職員
33		田辺 むつみ	熊谷市立熊谷図書館	職員
34		橋本 千絵	川口市立中央図書館	職員
35		宮崎 歩	川口市立中央図書館	職員
36		鳥海 美恵子	川口市立新郷図書館	職員
37		阿部 英雄	三芳町立図書館	委員
38		小林 桂子	小川町立図書館	委員

令和6年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏名	図書館名	区分
39	千葉県 6	小林 進	浦安市立中央図書館	職員
40		押樋 良樹	浦安市立中央図書館	委員
41		飯塚 玲子	浦安市立中央図書館	職員
42		渡邊 みどり	鎌ヶ谷市立図書館	委員
43		杉山 和明	野田市立興風図書館	職員
44		小川 和博	成田市立図書館	委員
45	東京都 15	高木 ゆか	東京都立中央図書館	職員
46		小田 光宏	東京都立中央図書館	委員
47		前川 雄大	目黒区立八雲中央図書館	職員
48		宇井 正之	目黒区立八雲中央図書館	職員
49		齋藤 ゆり	目黒区立八雲中央図書館	職員
50		武市 徳恵	練馬区立練馬図書館	職員
51		成田 由佳理	練馬区立練馬図書館	職員
52		岩間 恵子	三鷹市立西部図書館	職員
53		大塚 敦子	三鷹市立図書館	委員
54		矢野 日生美	調布市立図書館	職員
55		海老澤 昌子	調布市立図書館	職員
56		浅野 裕美	武蔵村山市立雷塚図書館	職員
57		司 城 修	西東京市中央図書館	職員
58		山田 繭子	西東京市ひばりが丘図書館	職員
59	八藤 後尚子	西東京市ひばりが丘図書館	職員	
60	神奈川県 9	島 香織	神奈川県立図書館	職員
61		小林 利栄子	神奈川県立図書館	職員
62		斉藤 恵子	横浜市中心図書館	職員
63		迫田 瑞枝	横浜市中心図書館	職員
64		稲垣 美幸	横須賀市立南図書館	職員
65		中野 陽子	鎌倉市図書館	職員
66		柏 木 隆	厚木市立中央図書館	職員
67		長沼 康江	綾瀬市立図書館	委員
68		重森 義雄	綾瀬市立図書館	委員
69	富山県 3	温井 佳子	富山県立図書館	職員
70		高野 良子	舟橋村立図書館	館長
71		山崎 智子	富山市立図書館	職員
72	福井県 8	新井 寿美	福井市立みどり図書館	職員
73		岩本 昌宏	福井市立桜木図書館	職員
74		中村 留美	福井市立みどり図書館	職員
75		西本 真由美	福井市立図書館	職員
76		農中 仁美	福井市立みどり図書館	職員
77		舟澤 園恵	福井市立桜木図書館	職員
78		三上 達也	福井市立みどり図書館	職員
79	飯田 眞佐子	池田町立図書館	職員	

令和6年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏名	図書館名	区分
80	山梨県 6	市川直子	山梨県立図書館	職員
81		日下部光代	山梨県立図書館	職員
82		宮下祥子	山梨県立図書館	職員
83		輿水万里	甲府市立図書館	職員
84		浅川玲子	甲府市立図書館	委員
85		三神弘	甲府市立図書館	委員
86	長野県 1	岩崎和子	茅野市図書館	委員
87	岐阜県 5	坂本由美	美濃加茂市東図書館	職員
88		渡辺由香	美濃加茂市中央図書館	職員
89		長瀬とも	大垣市立図書館	職員
90		木島咲枝	郡上市図書館	職員
91		坂田田壽子	羽島市立図書館	委員
92	静岡県 12	小野仁	浜松市立中央図書館	職員
93		井上やす子	沼津市立図書館	職員
94		北澤昌子	沼津市立図書館	職員
95		杉山昌江	沼津市立図書館	職員
96		市川珠代	三島市立図書館	職員
97		佐野裕美	三島市立図書館	職員
98		中島多美子	三島市立図書館	職員
99		岩ヶ谷いつ子	島田市立図書館	職員
100		鈴木真理	島田市立図書館	職員
101		熊谷成子	島田市立図書館	委員
102		林昭光	森町立図書館	委員
103		油井莞爾	森町立図書館	委員
104	愛知県 5	荻田政範	愛知芸術文化センター愛知県図書館	職員
105		岩瀬純一	名古屋市熱田図書館	職員
106		深尾久美子	名古屋市瑞穂図書館	職員
107		久永美由紀	知立市図書館	職員
108		波多野充孝	岩倉市図書館	職員
109	滋賀県 2	西澤基治	愛荘町立愛知川図書館・秦荘図書館	委員
110		西田博志	東近江市立八日市図書館	その他
111	京都府 7	池田慈子	京都府立図書館	職員
112		坂本恵子	京都府立図書館	職員
113		中村茂登子	京都市醍醐中央図書館	職員
114		上杉美里	京都市西京図書館	職員
115		山本美幸	亀岡市立図書館	職員
116		松井順香	精華町立図書館	職員
117		西村知子	精華町立図書館	職員

令和6年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏名	図書館名	区分
118	大阪府 26	門上光夫	大阪府立中央図書館	職員
119		小松千佳子	大阪府立中央図書館	職員
120		高崎秀美	大阪府立中央図書館	職員
121		八木美恵	大阪府立中央図書館	職員
122		岸本岳文	大阪府立中央図書館	委員
123		山崎彰	大阪府立中央図書館	委員
124		園田かおり	大阪府立中之島図書館	職員
125		石田玉恵	大阪市立中央図書館	職員
126		岡本泰子	大阪市立中央図書館	職員
127		東泰江	大阪市立中央図書館	職員
128		正井文博	大阪市立東成図書館	職員
129		岡野美千子	堺市立中図書館	職員
130		藤本千恵子	堺市立中図書館	職員
131		三藤靖子	堺市立南図書館	職員
132		尾山由佳	高槻市立中央図書館	職員
133		立尾典子	高槻市立小寺池図書館	職員
134		森川浩志	高槻市立小寺池図書館	職員
135		藤井眞理	高槻市立阿武山図書館	職員
136		河本華弥子	高槻市立服部図書館	職員
137		椎谷正	枚方市立中央図書館	職員
138		濱口友希	茨木市立中央図書館	職員
139		宮井君江	茨木市立中央図書館	職員
140		吉田典子	茨木市立中央図書館	職員
141		高橋優子	茨木市立水尾図書館	職員
142		奥野雅也	羽曳野市立陵南の森図書館	館長
143		加藤靖子	阪南市立図書館	館長
144	兵庫県 3	森玉康宏	兵庫県立図書館	委員
145		工藤香織	姫路市立城内図書館	職員
146		村上朋世	姫路市立城内図書館	職員
147	和歌山県 2	藤井仁美	和歌山県立図書館	職員
148		榎本咲江	白浜町立図書館	委員
149	島根県 1	棕田美香	島根県立図書館	職員
150	岡山県 3	神田有香	岡山県立図書館	職員
151		隈元恒	岡山県立図書館	職員
152		伏見由希子	岡山市立幸町図書館	職員
153	広島県 3	佐々木千秋	広島県立図書館	職員
154		段上晴美	広島市立安佐南区図書館	職員
155		藤村泰代	はつかいち市民図書館	職員

令和6年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏名	図書館名	区分
156	山口県 4	田村 恵美子	山口県立山口図書館	職員
157		長 弘 純子	下松市立図書館	館長
158		善 村 利恵	岩国市中央図書館	職員
159		小 野 智美	岩国市岩国図書館	職員
160	香川県 2	大 林 直子	香川県立図書館	職員
161		高 橋 美春	土庄町立中央図書館	職員
162	愛媛県 1	久 保 史朗	大洲市立図書館	委員
163	福岡県 1	梅 野 智美	八女市立図書館	委員
164	長崎県 1	奥 山 尚	長崎県立長崎図書館	職員
165	大分県 2	渡 邊 由香里	大分市民図書館	職員
166		高 倉 邦子	中津市立小幡記念図書館	職員
167	沖縄県 1	榮 野 川 敦	うるま市立図書館	館長

報告（１） 図書館等公衆送信サービスに関する 関係者協議会等の進捗状況について

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会は、公衆送信サービスを図書館が実施するにあたり、出版団体業界団体からなる権利者側と図書館側がサービス実施に必要な事項を協議する場として位置付けられている。

1 関係者協議会の構成

令和3年10月に、図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会が設置された。総合的な見地から意見交換を行う「全体会」と、個別の検討事項に関する意見交換を行う「ガイドライン分科会」、「補償金分科会」、「特定図書館等分科会」、「事務処理等スキーム分科会」の4つの分科会から構成される。全国公共図書館協議会は「全体会」に事務局参与、4つの分科会には事務局次長を委員として派遣しており、「特定図書館等分科会」では座長を務めている。

2 関係者協議会以外の状況

令和5年3月29日

- ・文化庁長官が「図書館等公衆送信補償金制度」に関し、補償金の額を認可
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93860201.html

令和5年5月31日

- ・文化庁及び文部科学省が「著作権法の一部を改正する法律」等の一部の施行（令和5年6月1日施行関係）について（通知）を各都道府県知事などにあてて発出

令和5年6月1日 改正著作権法施行

- ・一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（以下、SARLIB）がウェブサイトを開設
<https://www.sarlib.or.jp/>

令和5年7月から

- ・文部科学省が、令和5年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究（図書館資料のメール送信等サービスのための実証的調査研究）」として、図書館における実務的な課題やその対応方策を策定するための調査研究を実施

令和6年4月1日

- ・日本図書館協会ホームページにて「図書館等公衆送信サービス実施要領（令和6年3月15日初版）」が公開
<https://www.jla.or.jp/Default.aspx?TabId=1045>

令和6年4月25日

- ・SARLIBのウェブサイトに、特定図書館等の登録及び利用報告等の受付の開始を延期する旨のおしらせが公開

3 今後の関係者協議会等の予定

年に1回以上の開催が想定されるが、具体的な日程等は未定。

4 そのほか

令和5年10月

- ・日本図書館協会著作権委員会が、『図書館等公衆送信サービスを始めるために 一新著作権制度と実務』を刊行した。

令和5年11月17日

- ・第109回全国図書館大会の分科会として、「令和3年改正著作権法の施行後の動向～図書館サービスに活かす上で考えたいこと～」が開催された。

令和6年3月

- ・日本図書館協会著作権委員会が、『著作権関係資料集 図書館等公衆送信サービス編 2020～2023』を刊行した。

報告（２） 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の 動向について

1 開催状況

第1回 令和5年7月27日（木）

第2回 令和6年2月29日（木）

2 協議内容

各回の項目は以下のとおりです。

なお、令和5年度から国立国会図書館のホームページで配布資料と議事要録が公開されています。

- ・「資料デジタル化に関する協議」（国立国会図書館）

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html>

第1回

1 報告事項

- (1) 資料デジタル化の進捗状況
- (2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について
- (3) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況
- (4) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- (5) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- (6) 図書館向けデジタル化資料送信サービスに係る除外手続について

第2回

1 報告

- (1) 資料デジタル化の進捗状況
- (2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について
- (3) デジタル資料の長期保存に係る取組の進捗状況について
- (4) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況
- (5) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- (6) 外国の図書館等に対する図書館向けデジタル化資料送信サービスにおける複写開始について
- (7) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- (8) 令和6年における図書館向けデジタル化資料送信サービスに係る除外手続について
- (9) 国立国会図書館内・図書館送信限定公開デジタル化資料の画像データ提供の試行の終了について
- (10) 国立国会図書館における図書館等公衆送信サービスの開始について

2 協議

- ・送信を留保している商業出版雑誌を送信候補とすることについて

報告（3） 図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

令和5年6月1日に改正著作権法が施行され、図書館等公衆送信サービスの実施が可能になりました。図書館等公衆送信サービスの実施に向けて、各館でご検討をされている状況とは存じます。

令和5年度第2回理事会の聴取事項として、「図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について」を挙げ、ご意見を頂戴したところでございますが、全国の公立図書館での情報の把握と共有を目的とし、下記のとおり図書館等公衆送信サービスの実施・検討状況に関するアンケートを行っております。

記

1 回答期間

令和6年5月7日（火）から令和6年6月28日（金）まで

2 対象

（1）都道府県立図書館（回答必須）

（2）図書館等公衆送信サービスの実施を予定または検討している市区町村立図書館（回答任意）

3 設問内容

別紙調査票のとおり。令和3年度に、全国公共図書館協議会が実施した「公衆送信サービスの実施意向等に関するアンケート」に準じる形とし、一部時点修正を行いました。

4 アンケート結果の報告について

令和6年7月中旬までに各都道府県立図書館を通じて、結果を共有します。

なお、結果はそれぞれの設問について集計した数値を報告することを想定しています。

都道府県立図書館長 殿
全国公共図書館協議会役員 殿

全国公共図書館協議会
事務局長 井坂 誠
(印章省略)

公衆送信サービスの実施意向等に関するアンケートについて（依頼）

日ごろから全国公共図書館協議会の活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

令和 5 年 6 月 1 日に改正著作権法が施行され、図書館等公衆送信サービスの実施が可能になりました。図書館等公衆送信サービスの実施に向けて、各館でご検討をされている状況とは存じません。

つきましては、全国の公立図書館での情報の把握と共有を目的とし、図書館等公衆送信サービスの実施・検討状況に関するアンケートを下記のとおり実施いたします。

なお、貴管内の市区町村立図書館で図書館等公衆送信サービスの実施を予定または検討している館がございましたら、適宜展開をお願いしたく存じます。

ご多用のところお手数をおかけして恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 対象

- (1) 都道府県立図書館（回答必須）
- (2) 図書館等公衆送信サービスの実施を予定または検討している市区町村立図書館（回答任意）

2 回答期限

令和 6 年 6 月 28 日（金）

3 回答方法

以下の URL からご回答ください。URL からご回答できない場合、事務局あてに調査票をメールにてご提出ください。

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=NzBX9o1d90yJrdl_q08g.jyBq3jlqQ0ZCg7KysJCS4N1UQU9STkJJM1VaTUVKWExFWk5VUF1KV1dUNiQ1QCN0PWcu

なお、都道府県立図書館にて、貴管内の市区町村立図書館の回答をとりまとめていただく必要はありません。

4 その他

アンケートの集計結果は、令和 6 年 7 月中旬までに各都道府県立図書館を通じて共有いたします。

連絡先 〒106-8575 東京都港区南麻布 5-7-13
東京都立中央図書館企画経営課内
全国公共図書館協議会 事務局 富樫、稲垣、中村
電話 03-3442-8451 内 2219
E-mail zenkouto@library.metro.tokyo.jp

**全国公共図書館協議会
図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に
関するアンケート**

図書館名	
自治体区分	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市区町村 <input type="checkbox"/> その他 ()
ご担当者名	
メールアドレス	
電話番号	

- ・ 貴館の実施意向、検討状況等について御回答ください。
- ・ 該当する選択肢にチェック (☑) をしてください。
- ・ 自由記述の欄は、枠内に御記入ください。枠の大きさは変更可です。
- ・ 自治体内に複数の図書館がある場合は、全館で一つの回答として御回答ください。

【アンケート結果への記載について】

- 1 及び 2 (1) について、館名を記載してよい

【御回答内容の他館への情報提供について】

- 事務局あてに照会があった場合のみ、館名を伝えてよい
 情報提供をしてよいか、都度確認してほしい
 情報提供はしないでほしい

1 図書館等公衆送信サービスの実施意向 (択一)

- 実施する予定 → 2にお進みください。
 実施可否を含め検討中 → 2にお進みください。
 実施する予定はない → 3にお進みください。
 検討する予定はない → 3にお進みください。

2 自館における検討状況 (できる限り御回答ください)

(1) サービス開始時期見込み (択一)

- 令和6年度中 令和7年度以降 未定

(2) 予算・人員要求等に向けた課題整理、準備等 (下枠内に記入)

※サービスの実施に向けて、対応した内容等があれば具体的に御記入ください。

(3) 年間のサービス利用規模 (受付資料数) 見込み (下枠内に記入)

※実施にあたって規模の見込みがあれば御記入ください。

(4) サービスの受付方法 (複数回答可)

- メール ホームページ内フォーム
来館 電話 文書 その他 (下枠内に具体的に記入)

(その他を選択した方はこちらに御記入ください)

(5) サービスの実施体制 (択一)

- 全て職員 (会計年度任用職員含む) が行う 全て指定管理者等 (PFIを含む) が行う
全て委託業者 (複写業務委託等) 等が行う 一部委託等により行う

(6) 送信対象とする資料及び対象者 (複数回答可)

※送信対象とする資料に☑をつけ、送信対象となる対象者を選択してください。

送信対象とする資料	対象者
<input type="checkbox"/> 原則として、自館所蔵資料全て	<input type="checkbox"/> 在住者 <input type="checkbox"/> 在勤者 <input type="checkbox"/> 在学者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在住者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在勤者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在学者 <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 自館所蔵資料の内、著作権が切れた資料 (補償金対象外の資料) のみ	<input type="checkbox"/> 在住者 <input type="checkbox"/> 在勤者 <input type="checkbox"/> 在学者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在住者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在勤者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在学者 <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 自館所蔵資料の内、国立国会図書館未所蔵の資料のみ	<input type="checkbox"/> 在住者 <input type="checkbox"/> 在勤者 <input type="checkbox"/> 在学者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在住者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在勤者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在学者 <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 自館所蔵資料の内、地域資料等、他館で所蔵していない資料のみ	<input type="checkbox"/> 在住者 <input type="checkbox"/> 在勤者 <input type="checkbox"/> 在学者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在住者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在勤者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在学者

	<input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他（以下に具体的な資料群を記入）	
（その他を選択した方はこちらに御記入ください）	<input type="checkbox"/> 在住者 <input type="checkbox"/> 在勤者 <input type="checkbox"/> 在学者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在住者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在勤者 <input type="checkbox"/> 近隣自治体在学者 <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(7) サービスの実施方法（複数回答可）

- メールで送信
自治体のファイル転送サービス等で送信
図書館（自館又は都道府県内図書館等で共同）のファイル転送サービス等で送信
その他（下枠内に具体的に記入）

（その他を選択した方はこちらに御記入ください）

(8) 決済方法（複数回答可）

- 電子マネー 振込み（金融機関、コンビニ等） 現金
クレジットカード その他（下枠内に具体的に記入）

（その他を選択した方はこちらに御記入ください）

(9) 補償金の支払いについて（択一）

- 利用者に転嫁する予定
利用者に転嫁しない予定

(10) 手数料（複写事務に係る実費）について（択一）

- 利用者から徴収する予定
利用者から徴収しない予定

(11) 補償金の支払い等に関する課題整理、準備等（下枠内に記入）

※サービスの実施に向けて、対応した内容等を具体的に御記入ください。

3 公衆送信サービスの実施（検討）をしない理由

--

※差支えのない範囲で御記入いただけますと幸いです。

アンケートは以上です。
御協力ありがとうございました。

この内規は、昭和四十九年六月二十七日から適用する。

付 則 (昭和五十年六月二十六日)

分担金改正

この内規は、昭和五十一年四月一日から適用する。

表彰規程

(目的)

第一条 この規程は、全国公共図書館協議会あるいは、公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第二条 全国の公共図書館並びに図書館協議会から推薦された者で、次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会の決定を経て、これを表彰する。

一 特に本会に功労のあった者

二 永年図書館の事務に従事し、功労のあった者

三 永年図書館協議会の委員として功労のあった者

四 その他、特に表彰することが適当と認められた者

2 すでに表彰された者であっても、その後前項の他の項目に該当するにいたったときは、さらに表彰することができる。

(表彰の方法)

第三条 表彰は、表彰状の贈呈をもつて行う。理事会で必要と認めるときは、

あわせて記念品を贈呈することができ。

(経費)

第四条 表彰に要する経費は、本会の会計をもつてこれにあてる。

(委任)

第五条 この規程の施行について必要な事項は、理事会で定める。

付 則

この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行し、本会が設立されたときから適用する。

表彰規程施行内規

最終改正 平成十三年六月二十七日

第二条一項の適用については、次による。

第二号

一 公共図書館に勤務した期間が三十年以上で功労のあった者

二 公共図書館の館長として十年以上勤

務し功労があり転退職した者

三 司書の資格を有する者で、公共図書館に勤務している者が、公共図書館、大

学図書館、学校図書館、公民館図書室及び図書館類縁機関に勤務した期間の合計が三十年以上で功労のあった者

第三号

一 委員の期間が十五年以上で功労のあった者

二 委員として十年以上の職にあり、功労があり退任した者

付 則 (昭和四十五年六月二十五日)

この内規は、四十五年六月二十五日から適用する。

付 則 (平成十三年六月二十七日) 司書資格を有する者の特例

この内規は、平成十三年七月一日から適用する。

別表 全公図分担金

県 名	分 担 金 (円)	県 名	分 担 金 (円)
北海道	44,400	滋賀	24,400
青森	24,000	京都	29,500
岩手	23,800	大阪	61,500
宮城	29,100	奈良	40,900
秋田	22,600	和歌山	24,300
山形	23,100	鳥取	22,300
福島	27,000	島根	20,300
茨城	31,000	岡山	20,900
栃木	27,300	広島	27,100
群馬	27,300	山口	31,700
埼玉	52,700	徳島	24,500
千葉	47,700	香川	21,200
東京都	80,300	愛媛	22,300
神奈川県	61,400	高知	24,400
新潟	29,000	福岡	21,100
富山	22,800	佐賀	42,500
石川	23,200	熊本	21,600
福山	21,400	長崎	24,300
山梨	21,600	熊大	26,400
長野	27,900	宮崎	23,300
岐阜	27,600	鹿島	23,000
静岡	36,000	鹿沖	25,700
愛知	53,700	鹿立	24,100
三重	26,500	鹿立	60,000
計			1,498,700

この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

（委員長等）
第四条 委員会に委員の互選で委員長及び副委員長各一名を置く。

結果を委員会若しくは、小委員会へ報告する。
3 調査員は、委員会若しくは、小委員会が委嘱する。

付 則（昭和四十五年六月二十五日）
この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。
付 則（昭和四十七年六月二十二日）
分担金改正
この規程は、昭和四十八年四月一日から適用する。

地区協議会名	都道府県名
北 日 本	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡
東海・北陸	富山・石川・福井・岐阜・愛知・三重
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中 国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四 国	徳島・香川・愛媛・高知
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

別紙四

委員会通則

（委員会）

第一条 全国公共図書館協議会（以下「全国協議会」という。）規約第十三条に規定する委員会は、次のとおりとする。

- (1) 行政委員会
- (2) 財政委員会
- (3) 職員委員会
- (4) その他必要と認める委員会

（任務）

第二条 委員会は、理事会と緊密な連携をもち、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その成果を理事会へ報告する。

（構成）

第三条 委員会は、各都道府県から選出された一名の委員をもって構成する。ただし、理事選出県は、理事を充

別紙五

（小委員会）

第六条 委員会が必要と認めたとときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。

3 小委員会の委員は、委員会のうちから委員会が推薦する若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。

4 小委員会の委員長及び委員は、委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。

（調査員）

第七条 委員会若しくは、小委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、委員会若しくは、小委員会が諮問した事項を調査研究し、その

別紙五

分担金規程

最終改正 令和二年六月二十五日

（分担金）

第一条 分担金は、都道府県を単位とし、都道府県の基本金一七、五〇〇円に当該都道府県内の人口（万人未満）に五〇円を乗じた額（二〇〇円未満）とす。

2 1の金額が従前の額を超える場合は、従前の額を上限とし、当分の間別表のとおりとする。

（納入方法）

第二条 分担金は一括して、納入するものとする。ただし、分割して納入することもできる。

（納入期日）

第三条 分担金は、毎会計年度の初めに納入するものとする。

付 則（昭和四十五年六月二十五日）
この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。
付 則（昭和四十七年六月二十二日）
分担金改正
この規程は、昭和四十八年四月一日から適用する。

付 則（昭和五十年六月二十六日）
分担金改正
この規程は、昭和五十一年四月一日から適用する。

付 則（平成十九年六月八日分担金改正）
この規程は、平成二十三年四月一日から適用する。

付 則（平成二十二年七月九日分担金改正）
この規程は、平成二十三年四月一日から適用する。

付 則（令和二年六月二十五日分担金改正）
この規程は、令和三年四月一日から適用する。

国立国会図書館に関する内規
最終改正 昭和五十年六月二十六日
一、全国公共図書館協議会規約第二条第二項の適用については、次による。
一 国立国会図書館は客員とし、理事会及び総会に出席し意見を述べる
ことができる。

二 国立国会図書館の分担金は、分担金規程にかかわらず六万円とする。
付 則（昭和四十九年六月二十七日）

(参与)

第十四条 この会に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第八章 会 計

(経 費)

第十五条 この会の経費は次のものをもって充てる。

(1) 分担金

(2) 国庫補助金

(3) その他の収入

2 分担金については、別に定める。

(別紙五)

(会計年度)

第十六条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第九章 事 務 局

(事務局)

第十七条 この会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の統括のもとに事務を処理する。

3 事務局に必要な職員を置く。

4 職員は会長が任命又は委嘱する。

5 事務局及び職員に関する事項は、会長が別に定める。

第十章 雑 則

(細 則)

第十八条 この規約に定めてあるもの

ほか、この会の運営に必要な細則の制定及び改廃は、理事会の承認を経て、会長が定める。

別紙一(削除)
別紙二
別紙三

地区協議会都道府県協議会通則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この通則は、全国公共図書館協議会(以下「全国協議会」という。)規約第十二条の規定に基づき地区協議会及び都道府県協議会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 地区協議会

(地区協議会)

第二条 地区協議会は、全国協議会及び都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図るものとする。

2 地区協議会は、別表のとおりとする。

(事業)

第三条 地区協議会は、次の事業を行う。

(1) 調査研究

(2) 資料収集及び情報交換

(3) 連絡協力

(4) その他必要な事業

(役員)

第四条 地区協議会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 幹事
(4) その他
2 前項の幹事は、地区より選出し、会長及び副会長は幹事の互選とする。

(経 費)

第五条 地区協議会の経費は、次のものをもって充てる。

(1) 分担金

(2) その他の収入

2 地区協議会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事務局)

第六条 地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内に置く。

(連絡)

第七条 地区協議会は、会則、役員名簿を全国協議会の会長に連絡するものとする。変更があつたときも同様とする。

2 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに事業報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。

第三章 都道府県協議会

第八条 都道府県協議会は、全国協議会及び地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図る。

第九条 第三条から第九条までの規定は、都道府県協議会に準用する。

区分	理事数	区分	理事数	計
北日本	4	中国	3	36
関東	8	四国	3	
東海	3	九州	4	7
北陸				
近畿	4	図書館協議会	7	

付 則 (昭和四十七年六月二十二日 日役員数改正)

この規約は、昭和四十七年六月二十二日から施行する。

付 則 (昭和四十九年六月二十七日 日役員の任期改正)

第六条第五項の規定にかかわらず、役員の任期は昭和四十九年度に限り一年とする。

付 則 (昭和五十七年六月二十一日 日役員数改正)

この規約は、昭和五十七年六月二十一日から施行する。

この規約は、平成二十三年四月二十一日から施行する。

全国公共図書館協議会

全国公共図書館協議会規約

(事務局)

東京都港区南麻布5-7-13
都立中央図書館内

全国公共図書館協議会規約

最終改正 平成二十二年七月九日

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この会は、全国公共図書館協議会と称する。

(構 成)

第二条 この会は、全国の公共図書館をもって構成する。

2 国立国会図書館の取扱いについては、別に定める。

(事務所)

第三条 この会の事務所は、会長が所属する図書館内に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第四条 この会は、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館に関する調査研究を行い、図書館の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第五条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公共図書館に関する行政、財政及び事業の調査研究

(2) 資料の収集及び情報の交換

(3) 関係機関に対する要望

(4) その他目的を達成するために必要な事項

第三章 役 員

第六条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 一名

(2) 副会長 五名以内

(3) 理事 三十六名以内

(4) 監事 三名

2 会長及び副会長は、理事の互選として総会で承認するものとする。

3 理事は、別に定める別紙一の区分からの推薦により総会で承認するものとする。

4 監事は、総会において選出する。

5 役員は、任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠による役員は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

第七条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 理事は会務を審議する。

4 監事は、会計を監査する。

第四章 会 議

(会 議)

第八条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第九条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、構成員の五分の一以上の出席で成立する。

3 議事の成立は、出席者の過半数の同意をもって決め、可決同数のときは、議長の決めるところによる。

4 定期総会は、毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は、構成員の三分の一以上の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

5 総会の権限は、次のとおりとする。

(1) 主要事業の決定及び事業報告の承認

(2) 予算の決定及び決算の承認

(3) 規約の改正

(4) その他、この会の目的の達成に、必要かつ重要な事項

(理事会)

第十条 理事会は、会長、副会長及び

理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は、理事の三分の一以上の要求があったときは、会長が招集する。

3 理事会は、構成員の過半数の出席で成立する。

4 理事会は、次のことを審議執行する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委任された事項

(3) その他必要な事項

5 総会を開催することができないと会長が認めた場合には、理事会は総会に代わってその権限を行う。ただし、次期総会において承認を得なければならぬ。

6 前条第三項の規定は、理事会に準用する。

第五章 部 会

(部 会)

第十一条 (削除)

第六章 地方組織及び委員会

(地方組織)

第十二条 この会に、各地区協議会及び各都道府県協議会を置く。

2 前項の協議会に関する組織及び運営について特別に定める。(別紙三)

(委員会)

第十三条 この会の事業を推進するため、委員会を置くことができる。

2 委員会については、別に定める。(別紙四)

第七章 参 与